

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## Comparative Study of National Laws and Regulations of Arbitration

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1976-06-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小原, 三佑嘉, Ohara, Miyuka メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2194">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2194</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 各国仲裁法規の比較研究

—外国仲裁判断の承認および執行のために—

小原三佑嘉

はじめに

およそ、人間関係においては、古今東西を問わず、どんな活動でも個々人の相互理解と信頼が深ければ深いほど長つづきするものである。この相互理解と信頼、すなわち信用は相互に信義則を遵守することによって得られることはいうまでもない。ことに、経済活動においては、この信義則こそ最大の倫理的観念であり、道徳的規範であるといえる。この経済活動のなかでも、とくに言語、風俗習慣、宗教、法律、政治等を異にする国際商事関係においては、何よりも当事者双方の信用ほど大切なものはない。

それゆえ、あらゆる経済活動が信頼関係を基礎として秩序正しく行なわれた場合は、紛争や誤解の発生は比較的少なく、たとえ紛争が生じたとしても、当事者は、信義則により自からその平和的解決に努力することを惜しまないであろう。しかし、国際間の経済活動ともなれば、事情によっては虚実とりまぜてのかけひきが行なわれることもやむを得ないことであって、そのような場合には、信頼関係だけですべての紛争を平和的に解決しようとしても困難であることが多いのも事実である。

そのため、対外取引の関係当事者は、その間に万一紛争が生じた場合には、訴訟によることなく、仲裁によってその紛争を解決する旨を契約書に明記するのを常としている。この仲裁による紛争の解決方法は、当事者の自由意思にもとづく自主的な解決方法であって、あくまで「合意」と「双方の利益」

という人間活動に必要欠くべからざる根本理念を基礎としたものであるといえる。

そこで、本稿では、筆者が国際取引における仲裁事件に関与する機会にたびたび接した経験から、外国仲裁判断の承認および執行を求めるためには、どうしても各国の仲裁法規の比較研究の必要性を痛感したことにより、以下にそれらの比較研究の一般論を試みることにした。

## I. 各国仲裁法規の比較

仲裁契約およびそれにもとづく仲裁判断の効力については、現在、各国ともこれを認めてはいるものの、仲裁契約の要件、仲裁判断の手續および仲裁判断の効力などの細かい点は、各国の法律によりそれぞれ異なる。それらの相違点を比較してみると、つぎのとおりである。

### (1) 仲裁契約の範囲

仲裁契約の締結が許される法律関係は、当事者が和解によって自由に解決しうる権利関係の争い、すなわち、原則として財産法上の権利または法律関係にかかわる紛争についてのみ許されている。この点に関しては、わが国民事訴訟法（以下、日民訴と略称し、各国のそれも略称する）第786条、仏民訴第1003、1004条、独民訴第1025条ともほぼ同じである。しかし、仲裁の対象である紛争は、仲裁契約の締結当時すでに現存する特定のものに限るか、または将来の争いについても許されるものかどうかは、必ずしも統一されていない。

日本とドイツは、将来の紛争を仲裁契約の対象として認めてはいるが、しかしその場合、一定の法律関係およびその関係から生ずる争いに関するものでなければならない（日民訴オ787条、独民訴オ1026条）となっており、オーストリア（民訴第577条）、デンマーク（民訴第766条）およびイタリア（これを有効と認めているが、明文規定はない）等も日本やドイツと同様にこれを許している。英国は、仲裁手続法（以下、英国仲裁法と略称する）第32条により、

現在または将来の紛争に関する仲裁契約を認めており、米国もまた、連邦仲裁手続法（以下、米国仲裁法と略称する）第1および第2条により、海上取引および商事に関し現在または将来の紛争についてこれを有効と認めている。フランスでは、民訴第1003および1006条の規定により、当事者が処分権を有するすべての権利に関する仲裁契約を認めているが、その対象となるべき紛争は現存のものに限るとなっているけれども、最近は、国際貿易の必要性から、判例上将来の紛争に関する仲裁契約についても、これを拡大して許されるようになった。スペイン、ブラジル等のフランス法系の国では、仲裁契約の対象が現在の紛争に限るとなっているところが多い。

### (2) 仲裁契約の方式

仲裁契約の方式、すなわち書面によるかまたは口頭によるかなど特定の方式については、国により異なっている。方式につき何ら特定のものを要求しない国は、日本とドイツ（独民訴第1027条）であり、口頭による仲裁契約が許されている。これに反し、英・米両国は、それぞれの仲裁手続法により、書面による契約または合意を必要としている。フランスは、方式に関しては、民訴第1005条にもとづいて仲裁人の面前における調書、公正証書または私署証書によることができるとなっている。最も厳格な方式を要求しているラテン・アメリカ諸国では、アルゼンチンやウルグァイにみられるように明確に公正証書によることが要求されている。

方式に関する以上の要件のほかに、仲裁契約が有効であるかどうかは、契約一般を支配するそれぞれの国の民法の原則によるとなっているのが一般である。仲裁契約が有効に成立したときは、その契約の目的である紛争は、通常裁判所による裁判から免れることになり、当事者はその仲裁の合意の成立に協力して、それにもとづいてなされた判断に服するという効果が生ずる。

### (3) 仲裁契約の効力

仲裁契約が有効に存在するかぎり、当事者は、任意にこれを一方的に解除することができないのみならず、またこれに反して当事者の一方より通常裁

判所に訴えが提起された場合でも、裁判所はその相手方である被告の抗弁にもとずき訴えを却下するか、またはその訴訟手続を中止することができるのが、殆んどどの国の共通の原則である。これが妨訴抗弁である。

日本およびドイツでは、仲裁契約の対象となる事件について訴訟の提起があったときは、被告の抗弁により、その訴えは却下される（独民訴第274条）。英国では、仲裁法第1条により、仲裁契約にもとずいて任命された仲裁人または審判人の権限は、その契約に反対の意思表示がないかぎり、通常裁判所または裁判官の許可がないとこれを取消すことができないと規定され、さらに同法第4条によると、当事者が契約に定める事件について相手方に対し訴訟を提起したときは、その相手方の申立てにもとずいて、それを審査した上訴訟手続の停止を命ずることができるなど、裁判所に巾の広い裁量権が認められている。米国は、英国のような裁量権はないが、有効な仲裁契約が存在し、かつ事件がその仲裁契約の定める範囲内にあると認められるときは、必ず訴訟手続を停止しなければならないことになっている。

#### (4) 仲裁人

仲裁人になるための資格は法律上の行為能力があればそれで十分であるというのが、世界の大多数の国で認められている。

日本およびドイツでは、仲裁人は、当事者の合意により選任されるが、もし当事者がその選任を怠る等の場合には、裁判所が仲裁人の選任に干与することがある（日民訴第789条・791条、独民訴1028条・1029条）。英国では、仲裁人もしくは審判人の選定または罷免については、裁判所の強い干与が認められている（英仲裁法第6～11条）。フランスでは、仲裁人の氏名を明示しない仲裁契約は無効であり（仏民訴第1006条）、仲裁人の意見が一致しないときは、裁判所は第三の仲裁人を選任し（仏民訴第1017条）、判断がなされる（仏民訴第1018条）。

#### (5) 仲裁手続

日本およびドイツでは、仲裁の審理手続については詳細な規定がなく、当

事者または仲裁人の自由な決定に任せており（日民訴第794条, 独民訴1034条）、その判断にあたっては、実体法規に拘束されることはない。英国においては、審理手続について詳細な規定が設けられている（英仲裁法第12条）が、仲裁契約に反対の意思表示がない場合にかぎり、審理手続に関する規定が適用される。仲裁人は、審理中に法律上の問題について疑義のあるときは、裁判所の判断を求めること、また裁判所が判断を求めるよう命令することができる等、そのような判断について裁判所の干与が広く認められている（英仲裁法第21～22条）。米国においては、仲裁契約に明らかな取決めのないかぎり、厳格な法規または衡平法に拘束されないようである。フランスでは、仲裁人は、仲裁契約が「*amiable compositeur*」として仲裁を行なう権利を与えていないかぎり、実体法規にしたがって判断を下さなければならない（仏民訴第1019条）と規定されており、イタリア（伊民訴第20条）やオランダ（蘭民訴第636条）でも同じ趣旨の規定が設けられている。

#### (6) 仲裁判断の成立

一般的にあって、仲裁判断は、その効果の及ぶ範囲を確定する必要から、当事者および仲裁人を表示するほかに、一定の明確な権利状態を明示しなければならない。このような形式的要件を欠くことは取消の訴え等の原因とされるが、仲裁判断に理由を付す必要があるかどうかについては、国により異なる。

日本およびドイツでは、当事者が仲裁人に対して仲裁裁定書に判断の理由を付すことを免除することができる（日民訴第801条, 独民訴1041条）。フランスは、判決に関する第141条のような規定をもっていない。英米両国をみると、そのいずれも仲裁判断に理由付けが強制されないようになっている。しかし、イタリアは、明文をもって理由の記載を強制している（伊民訴第21条）。

以上の仲裁判断の成立に関する方式と内容のほかに、仲裁判断には、原則として仲裁人全員の署名が必要であること、またその言渡し等については、多くの立法をみると、当事者に対する送達および裁判所への寄託等によるこ

と、などの定めがあるが、これらは国により異なる。

#### (7) 仲裁判断の取消の申立（日本の場合）

仲裁判断は、当事者に対してなされた確定判決と同一の効力を有し、その判断に対しては通常の上訴は許されない。しかしながら、つぎに掲げる重大な瑕疵がある場合には、再審の訴えに準ずる取消の訴えが認められる（日民訴第801条・420条）。

- i) 仲裁手続が許されないものであった場合
- ii) 仲裁判断が当事者に対して法律上禁止された行為をするよう言渡した場合。
- iii) 当事者が仲裁手続において適法に代理されなかった場合。
- iv) 別段の合意がないのに、仲裁手続中に当事者を審問しなかった場合。
- v) 別段の合意がないのに、仲裁判断に理由を付さなかった場合。
- vi) 仲裁人が仲裁手続について職務に関する罪（刑法第197条）を犯した場合。
- vii) 詐欺、強迫等により刑事上罰すべき他人の行為によって自白した場合または判断に影響を及ぼすべき攻撃あるいは防禦の措置を講ずることを妨げられた場合。
- viii) 仲裁判断の基礎となった文書その他の物件が偽造または変造されたものであった場合。
- ix) 宣誓を行なった当事者、法定代理人、証人、鑑定人の虚偽の陳述が仲裁判断の証拠となった場合。
- x) 仲裁判断の基礎となった民事もしくは刑事の判決その他の裁判または行政処分が後日の裁判あるいは行政処分によって変更された場合。

ただし、上記の vi)～ix) の場合には、罰すべき行為について有罪の判決もしくは過料の裁判が確定したとき、または証拠の欠缺外の理由による有罪の確定判決もしくは過料の確定裁判を得ることができないときにかぎり、仲裁判断の取消を申立ることができる。

#### (8) 仲裁判断の瑕疵（外国の場合）

仲裁判断の無効または取消の原因たる事実が何であるかは、一般的にいて、訴訟法に列挙されている。仲裁判断は、仲裁契約が有効に存在しない場合には取消されることもあるという点については、多くの国により認められている(独民訴第1041条, 仏民訴才1027条・1028条)。さらに、仲裁手続の瑕疵としては、仲裁裁判所の構成上の瑕疵, 当事者を審問しないこと, 判決に対し再審の訴えを許す原因等があるが, それらの要件は国により一様でない。

仲裁判断の内容が不当な場合にどのように取扱われるかは最も重要な問題であるが, そのような仲裁判断の場合は, 判決に対する場合と同様に, 裁判所に対して上訴を認める国(仏民訴第1010条・1023条, 伊, スペイン等)では, その点に関して広範囲の再審査がなされることはいうまでもないが, 一般的には仲裁判断の実質面の再審査は許されないのが原則である。仲裁判断の内容面の瑕疵としては, 公序良俗に反すること(独民訴第1041条), 法律上禁止の行為を命ずること等を掲げているが, それらの点についても各国により異なる。

つぎに、仲裁判断の瑕疵の主張方法については、日本およびドイツでは、通常の上訴を認めないが、取消の訴えを認めて、各種の取消原因を掲げている(日民訴第801条, 独民訴1041条, 北欧諸国)。フランスおよびフランス法系の国では、判決に対するのと同様に、控訴、再審の訴えの提起を許可(仏民訴第1023条・1026条・1027条)し、また有効な仲裁契約の欠缺や請求外の件について判断を下した等の特殊な理由があるときは、その仲裁判断は無効であり、いつでも無効であることを主張できる(仏民訴第1028条)。イタリアでも同じく無効の訴えを認めている(伊民訴第32条)。最後に、英米両国においては、仲裁判断に一定の瑕疵がある場合には、当事者の申立により、裁判所がそれを取消することができる旨を認めている(英仲裁法第23条, 米仲裁法第10条)。

#### (9) 仲裁判断の効力

仲裁判断は、一般的には、訴訟法上確定力のある判決と同一の効力を有するが、それは当事者間においてのみ効力を有するもので第三者にはその効力



は及ばない。この効力について最も重要な事項は、執行方法であるが、それらについても国によりまちまちである。

日本とドイツでは、仲裁判断は執行判決により執行できる(日民訴第802条、独民訴第1042条—ドイツでは決定によることもある)。英国は、裁判所または裁判官の許可のもとに命令と同じ方式で執行できることになっている(仲裁法第26条)。米国では、仲裁契約において指定された裁判所または、その指定のないときは、連邦裁判所の承認のもとに、判決と同様に執行することができる(仲裁法第9条・13条)。フランスにおいては、仲裁判断のなされた地を管轄する第一審の裁判所の裁判長が仲裁判断の形式的適法性のみを審査して行なう執行命令により執行することができる(仏民訴第1020条)が、もしその仲裁判断に一定の瑕疵があるときは、当事者の一方はその瑕疵の旨を申立てることにより、その仲裁判断の無効を主張することができる。

## II. 外国仲裁判断に関する一般理論

1) 外国仲裁判断の性質は、それがなされる地の国際私法の解決いかんによって決定されるといわれる。フランスの国際私法によると、外国仲裁判断は「当事者の意思により自由に、または少なくとも当事者の合意によって指名される仲裁人の下した判断である」との性質であると決定している。わが国の国際私法でいうところの仲裁判断でも、フランスのそれと同じく、私人である仲裁人が紛争当事者間の合意によって付与された権限にもとづいて係争法律関係について決定するための裁判行為といわれている。

したがって、当事者が法律によって強制されるいわゆる強制仲裁は、わが国国際私法でいう仲裁判断でなくなる。仲裁判断で重要なことは、仲裁判断が行なわれたということではなく、仲裁人が当事者の意思によって選定されかつ下された判断であるということであって、法律裁判所の介入がないという点である。

しかし、当事者間で仲裁人の選定について合意が成立しない場合には、法律裁判所がこれを選任することを合意しているときは、このかぎりではない。この場合の法律裁判所が仲裁人を任命するということは、当事者の合意にもとづく権限が与えられているからである。そうになると、外国でなされた強制仲裁は、外国仲裁判断としてではなく、外国判決として承認および執行の対象となり、外国判決の承認および執行に関する法規が適用されるというのが、フランスの裁判所の考え方である。

2) 外国仲裁判断の観念を考えると、かつては外国仲裁判断と内国仲裁判断とを区別する必要はないという考え方が一般的であった。それは、そもそも仲裁契約が、国家の法制度による公権力の行使による機関の行為ではなく、個々人の意見にもとづくものであって、仲裁を特定の国家に結びつけることはできないという考え方によるものである。

しかしながら、仲裁契約がたとえ当事者の意思にもとづくものであるとしても、すでに述べたとおり、仲裁判断の性質はあくまでも裁判行為である。すなわち、仲裁とは、当事者の意思にもとづく裁判制度ともいえる。そうになると、仲裁判断に裁判としての性格を認めた以上、これを特定の国家と結びつけようとする考え方は合理的でもある。われわれには、長い間裁判が国家の一機能であると教えられてきたところから、仲裁判断も国家の裁判権の一種の代用物であるとの考え方も否定できない。このような心理的要因は、仲裁契約がその性質上たんなる私法上の合意よりもはるかに国家の裁判制度と密接に結びついており、したがって、外国仲裁判断と内国仲裁判断と区別して取扱っている国がかなり多いのも事実である。

3) 外国仲裁判断の国籍については、大いに争われてきた問題ではあるが、その決定には、主としてつぎの仲裁手続および判断のなされた地、仲裁人の国籍、仲裁契約の準拠法の3つの連結点が主張されている。

まず、第1に、外国仲裁判断の国籍の決定にあたって考慮すべき要素は、仲裁人が仲裁判断を行なった国である。すなわち、仲裁人が裁判をなすとい

う行為は常に国家主権の発想でもあり、各国とも、自国の領域内でなされるべき仲裁の諸要件を認め、それにより裁判所の管轄を制限している。したがって、仲裁人は属地主権の代表者として仲裁をなすのであって、その仲裁判断に既判力や執行力が付与されているのもこれがためである。もちろん、仲裁人がその職務の遂行にあたって多くの外国を訪問することはありうるが、この場合でも、仲裁人が主として職務を行なう場所、すなわち仲裁判断をなす国と定めることは合理的である。

第2に、外国でなされた仲裁判断とは、外国の仲裁人または外国機関によって任命された仲裁人のなした仲裁判断という意味であるとすると、その仲裁判断をなすにあたって仲裁人が自国内にいなかったという状況が極めて重要であるという説がある。しかしながら、この説は、外国人をもって内国仲裁判断の仲裁人に指名することがひろく認められている以上、採用することができない。

第3に、仲裁が仲裁契約の存在を前提としているから、その準拠法が国内法であれば内国仲裁判断、外国法であれば外国仲裁判断といえよう。この考えによると、仲裁契約の準拠法は当事者の意思により、またそれが欠けるときは、その契約の地の要素から推定することができよう。これに反して、もし手続地説にしたがえば、当事者がこれを指定しなかった場合には、仲裁人が自らこれを決めることになる。すなわち、渉外的な法律関係において適用されるべき国際私法は、手続地説によれば手続地のそれであるが、準拠法説によれば、いずれの国の国際私法によるのかという問題になり、この場合仲裁契約の準拠法国の国際私法的規定によるということになれば、当事者自治の範囲を無視したことになるかという問題がでてくる。しかし、国際的な合意管轄の場合にある国の裁判所を指定したときは、同時にその国の国際私法をも指定したことになるから、仲裁手続の場合においてもこれと異なる解釈をする理由はないといえよう。したがって、たとえ手続地説によったとしても、当事者は自由に手続地を指定することによって、国際私法を選択す

ることができるのであるから、当事者自治の原則との間には、実質上はたいした差異はないといえる。

#### 4) 外国仲裁判断の効力

わが国の民事訴訟法では、外国判決に対しても、内国仲裁判断に対してもともに既判力を認めているから、外国仲裁判断に対しても既判力を認めることについては、疑問の余地はない。しかし、この場合も既判力の内容、すなわちその主観的・客観的範囲は、仲裁契約の準拠法の定めるところによるから、内国仲裁判断にも既判力を認めない国や回教法国のように既判力の観念のない国の仲裁判断に対しては、その既判力は最初から認められないことになる。

5) 外国仲裁判断の承認については、わが国では、つぎの4つの要件を充足する必要がある。

- i) 仲裁裁判所がわが国の国際私法上の国際裁判管轄を有すること
- ii) 仲裁裁判所がわが国国内法上の直接管轄を有すること
- iii) 仲裁裁判所の適用になる法律が、わが国国際私法上の諸規定を充足すること
- iv) 公序良俗に反しないこと

6) 外国仲裁判断の執行については、その執行判決を求める訴えのあった管轄裁判所は、わが国民事訴訟法805条にいう裁判所ではなく、一般原則によるが、その一般原則によっても決定することができない場合には、その執行を求められる地の裁判所の管轄権を有することになる。受訴裁判所は、外国仲裁判断の承認の要件のみ審理し、仲裁判断の内容の当否については審理できないことになっている。また、仮執行は、わが国国内法によっても、また準拠法によってもともに認められる場合にかぎり許される。

### Ⅲ. 外国仲裁判断の承認および執行に関する各国法規の比較

仲裁判断は、私人である仲裁人が当事者間の合意により与えられた権限に

もとづいて私的紛争の解決策を示したものであって、国家の公権力によってなされたものではないから、外国でなされた仲裁判断でもこれを承認・執行することについては、外国判決を承認および執行する場合のような困難を伴うことはないはずである。

しかしながら、従来から、外国では、他国でなされた仲裁判断については、必ずしも自国でなされた仲裁判断と同じように自由にその承認および執行を認めないのが実情であった。そこで、このような困難を解決するため、1923年の仲裁条項に関する議定書（ジュネーブ議定書と略称）、1927年の外国仲裁判断の執行に関する条約（ジュネーブ条約と略称）、1958年の外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約と略称）および1965年の国家と他の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ワシントン条約と略称）が国連機関で採択され、現在多くの国が加盟したことにより上記の困難な事情が大幅に改善されている。

これらの国際的政府間条約(加盟国一覧表後掲)にもかかわらず、欧米先進諸国では、外国仲裁判断の承認および執行に関しては、おおよそつぎのようになっている。

#### 1) ドイツ

独民事訴訟法第1044条において外国仲裁判断に関する規定が設けられている。その第1項によると、外国仲裁判断に関する執行宣言は、国際的政府間条約に別段の定めがないかぎり、原則として内国仲裁判断に対するのと同ーの手續(同法第1042条)によって行なう旨が明らかにされている。この場合の執行宣言は、その仲裁判断がそれに適用される法令にしたがって拘束力を有するにいたったことを要件としている。すなわち、当該仲裁判断がその準拠法によって有効に成立していること、さらにその仲裁判断に対して上訴等の方法で争うことができなくなったという意味において確定したものであることを要する。

同条第2項では、外国仲裁判断の執行の宣言を求める申立が却下される

べき場合を定めている。すなわち、i) 国際的政府間条約に別段の定めがないかぎり、仲裁判断の準拠法である外国法の定める取消原因を主張することができること、ii) 仲裁手続の準拠法である外国法にもとづいて取消原因とならない場合でも、ドイツの裁判所は、ドイツ法による審査によって執行宣言を拒絶することができる。

同条第3項では、外国仲裁判断の執行宣言が第2項の事由により拒否された場合には、その裁判は国内において承認できない旨の既判力のある確定を包含すると述べている。すなわち、内国仲裁判断の場合は取消の宣言が行なわれるのに対して、外国仲裁判断の場合は、承認の拒否が言渡されることになる。同条第4項は、外国仲裁判断について執行宣言がなされた後に、もしその判断が外国で取消されたときは、ドイツ裁判所による裁判はその立場を失うことになるため、訴えをもって執行宣言の取消を申立てるべく、しかもその訴えが一定の期間内においてのみ提起されう旨を定めている。

## 2) フランス

仏民事訴訟法第1020条によれば、仲裁判断にもとづく強制執行は、その判断のなされた地を管轄する第一審判所の裁判所の裁判長の執行命令を得てこれを行なうことができる旨を規定しているが、この規定が外国仲裁判断にも適用されるかどうかについては、一貫した判例はみられない。すなわち、仲裁判断の法的性質に関しては、かつては契約説をとるものと、訴訟説をとるもののがあって統一した定説がなかったが、最近は当事者の自治意思が広く認められるようになった。すなわち、当事者の国籍と契約締結地が内国であるか外国であるかにかかわらず、外国法および外国仲裁判断の管轄を指定することができるようになり、仲裁判断が外国法によって適法になされた場合には、当該外国仲裁判断はフランス裁判所においても承認および執行することができるようになった。

## 3) 英国

英国においては、英国仲裁手続法第35～43条が外国仲裁判断の執行に関して詳細に規定されている。同法第35条では仲裁判断とはなにかを定義し、第36条は外国仲裁判断が英国において訴えまたは内国仲裁判断の執行（第26条）方法で執行できる旨を規定し、第37条以下の条文においては、1927年の「外国仲裁判断の執行に関する条約」の各条文に対応する規定を設けるとともに、スコットランド、アイルランドへの適用を定めている。

さらに、同法第4条第2項は、1923年の仲裁条項に関する議定書の適用がある約定の効力として、このような仲裁契約が存在する紛争に関して訴えの提起があつたときは、裁判所または裁判官は、その仲裁合意または仲裁手続が無効になった等の一定の事由がある場合のほかは、訴訟手続の停止を命じなければならないと規定している。

#### 4) 米国

米国では、外国仲裁判断の承認および執行に関しての明文の規定はない。外国仲裁判断の承認についての米国の判例では、他州または外国で取決められた仲裁条項は、たとえその取決地および仲裁手続地の法律がその効力を認める場合でも、米国においてはその承認を拒否しようという立場をとっている。仲裁契約は訴訟または救済手段のための法律に属するから、その効力は法廷地法により判断すべきであるとの理由によるものであろう。

つぎに、外国仲裁判断の執行に関しての米国の取扱いがどうなっているかは、判例を調べないと即断できないが、ニューヨーク州最高法院によれば外国仲裁判断にもとづく普通法上の訴えは、その判断をなした外国仲裁裁判所が被告である米国人に対して、裁判管轄を有した場合のみ許容されるとしている。そのことから考えると、外国仲裁判断の執行は、極めて狭い範囲でのみ認められるものと解される。

#### おわりに

今日のような複雑な人間社会に平和をもたらすためには、個々人の間に

潤滑油的役割を果すGoodwillのあることが何よりも大切である。このGoodwillを向上させる要素にはいろいろあるが、その代表的な要素の1つに仲裁があり、これと反対に人間のIllwillを助長させる有力なもの1つが訴訟であるという、いいすぎであろうか。訴訟は物事の白黒を争うものであるのに対して、仲裁は当事者の合意によって任命された仲裁人が紛争の調整を行なおうとするものである。したがって、当事者の心にGoodwillが通っていると、仲裁の成果は人間のGoodwillをますます高め、信頼関係を厚くするということになる。

それゆえ、仲裁による紛争解決を約定する合意こそ、人々の間にGoodwillが流れる共通の動脈であり、人間のGoodwillの象徴そのものといえよう。このGoodwillの作用は単に個人にとどまらず、もし国家と国家、すなわち政府間にも仲裁精神が徹底すれば、国家間の争いは戦争に訴えられることなく、われわれの希求する人類の平和が確保されることになる。そのためにも、各国の仲裁法規の統一が望まれるところであるが、それが至難の業としても、各国は、少なくとも経済関係についての外国仲裁判断の承認および執行に關しての法規の調整の努力を払うぐらいの誠意を示してもらいたいものである。

仲裁に関する政府間条約の加盟国一覽表

○印は加盟国  
昭和51年10月1日現在

国名	ジュネーブ 議定書	ジュネーブ 条約	ニューヨーク 条約	ワシントン 条約	国名	ジュネーブ 議定書	ジュネーブ 条約	ニューヨーク 条約	ワシントン 条約
<u>ASIA</u>					Malaysia				○
Afganistan				○	Nepal				○
Burma	○	○			Pakistan				○
Cyprus				○	Philippines			○	
India	○	○	○		Singapore				○
Indonesia				○	Sri Lanka			○	○
Iraq	○				Syria			○	
Israel	○	○	○		Thailand	○	○	○	
Japan	○	○	○	○	Taiwan				○
Jordan				○					
Kumer			○		<u>EUROPE</u>				
Korea (Rep.)			○	○	Albania	○			



国名	ジュネーブ 議定書	ジュネーブ 条約	ニュー ヨーク 条約	ワシ ント 条約	国名	ジュネーブ 議定書	ジュネーブ 条約	ニュー ヨーク 条約	ワシ ント 条約
Austria	○	○	○	○	New Zealand	○	○		○
Belgium	○	○	○	○					
Bulgaria					<u>AFRICA</u>				
Czechoslovakia	○	○	○		Bostswana			○	○
Denmark	○	○	○	○	Burundi				○
Finland	○	○	○	○	Cameroon				○
France	○	○	○		Chad				○
Germany (Demoratic Rep.)	○	○	○	○	Central African Republic			○	○
Germany (Federal Rep.)	○	○	○	○	Congo				○
Greece	○	○	○	○	Dahomey				○
Hungary			○		Egypt			○	○
Iceland				○	Ethiopia				○
Ireland	○	○		○	Gabon				○
Italy	○	○	○	○	Ghana			○	○
Luxemburg	○	○	○	○	Guinia				○
Malta	○	○			Ivory Coast				○
Netherlands	○	○	○	○	Kenya				○
Norway	○		○	○	Lesotho				○
Poland	○		○		Liberia				○
Portugal	○	○			Libya				○
Romania	○	○	○		Mauritania				○
Spain	○	○			Madagascar			○	○
Sweden	○	○	○	○	Malta	○	○		
Switzerland	○	○	○	○	Mauritius	○	○		○
United Kingdom	○	○	○	○	Malawi	○			○
U. S. S. R.			○		Morocco				○
Yugoslavia	○	○		○	Nigeria			○	○
					Niger			○	○
<u>AMERICA</u>					Senegal				○
Brazil	○				Sierra Leone				○
Chile			○		Somalia				○
Cuba			○		South Africa			○	○
Ecuador			○		Sudan				○
Jamaica				○	Swaziland				○
Mexico			○		Tanzania			○	○
Trinidad and Tobago			○	○	Togo				○
United States of America			○	○	Tunisia			○	○
<u>OCEANIA</u>					Uganda				○
Australia			○		Upper Volta				○
					Zaire				○
					Zambia				○